海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）のご案内

Product Liability Insurance（Standard Plan)

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

91721 2014.9／A3E13/A

はじめに

立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当社業務に関しましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、事業活動を取り巻くリスクは複雑化・深刻化・顕在化しており、その対応力の強化は重要な課題としてクローズアップされております。企業におけるグローバル化は急速に進展しており、事業活動においては、日本と異なる法制度や商慣習の違いによって予期しないリスクが多数存在しています。特に北米では依然として消費者からの製造物責任（以下ＰＬとします）にかかわる訴訟が増加傾向にあり、高額な賠償金に加えて訴訟にかかる費用やその対応に長い時間を費やされるケースがあります。

　近年ではヨーロッパ諸国に次いでアジア諸国においてもＰＬに関わる国内法が整備されてきており、官庁の監視や消費者の反応も厳しくなってきております。また、製品の安全性についても消費者重視の傾向にあるため、ＰＬを取り巻く環境が一段と厳しさを増してきています。

　こうした環境下での海外事業活動において、安定した企業経営を維持されるためには、ＰＬに対する多面的な対応と同時に、海外ＰＬ保険の活用が不可欠となります。以下に「海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）」の商品内容をご案内申し上げますので、ご高覧のうえ、何卒ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 企業をとりまく環境（海外のPL訴訟）

ＰＬ事故に関する欧米諸国の考え方は年々厳しさを増しています。
特に米国では1960年代後半からＰＬ訴訟が急激に増加しています。

北米

●陪審制度による公判
●弁護士成功報酬制度
●消費者の強い権利意識

ヨーロッパ諸国

●早くから各国でＰＬに関する国内法が施行
●製品の安全確認・欠陥品の監視・ＰＬ法の適用という一連の流れが確立
●消費者のＰＬ事故に対する高い意識

アジア諸国

●すでに中国、台湾、韓国、タイ等で、ＰＬに関する法律が立法化
●近年の経済発展とともに、消費者重視の方向へ向かっている

●米国、連邦地方裁判所における民事訴訟提起件数は2007年の**257,507件**から2011年には**289,252件**へと1.1倍以上増加しています。

●その中でも、ＰＬ訴訟については、2007年の**36,469件**から2011年には**59,761件**へと、**1.6倍以上増加**しています。

≪連邦地方裁判所における民事訴訟とPL訴訟の提起件数≫
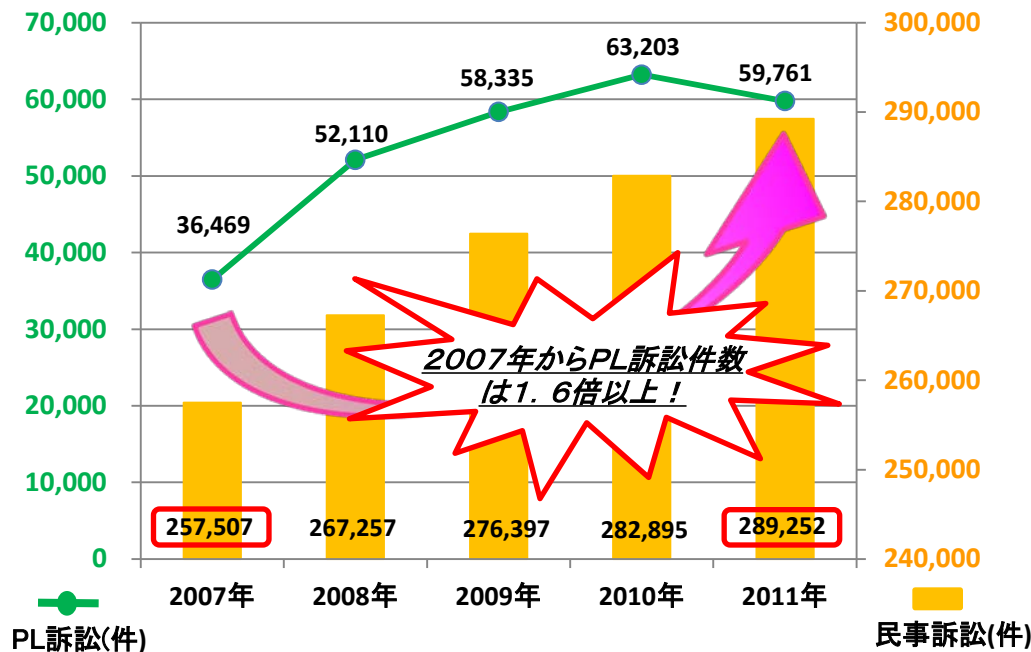
※出典：Judicial Business of the United States Courts 2011 Annual Report

米国でのＰＬ訴訟は、日本国内での事故と比べて損害賠償金が非常に高額になってしまう可能性があり、またそのような傾向が強いと言われています。

高額な賠償金

- 損害賠償金のほか、訴訟コスト（弁護士費用、協力費用）等の各種費用が高額
- 集団訴訟による賠償金の巨額化
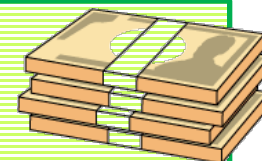
陪審制度

- 陪審員（一般市民）が責任の有無や損害賠償金を決定
- 被害者への同情が先行し、原告有利に偏る判断が下されるケースがある

弁護士成功報酬制度

- 弁護士の成功報酬制度（賠償金の３０％～５０％）により、被害者は訴訟費用を負担することなく訴えることができるため、米国でのＰＬ訴訟頻度は高い

PL訴訟リスク対策が重要！

2. 海外PL事故に関する事例

業種	事故内容	支払額
自動車部品製造 （事故発生地：米国）	製造した自動車部品に欠陥があり、その欠陥が原因で走行中の車両が横転した。その結果、2名死亡、3名重傷の大事故となった。	損害賠償金：3億7,000万円 争訟費用等：4,000万円
生地製造 （事故発生地：中国）	納品した生地（原材料）が耐光度不足のため、完成品に不良品が発生してしまった。（不良完成品損害）	損害賠償金：9,900万円 争訟費用等：なし
自動ドア製造 （事故発生地：米国）	店舗入口の自動ドアの不良により、来店客が転倒し腰骨を骨折。訴訟では、製造上の欠陥は認められず損害賠償金は発生しなかったが、訴訟にかかわる費用が発生。	損害賠償金：なし 争訟費用等：560万円

『海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）』での備えが有効です！！

3. 海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）の概要①

1. 引受条件

●補償の対象とする生産物の売上高が３０億円以下であること。
●過去に「２．保険金をお支払いする場合」に該当する事故が発生していないこと（日本国内における事故も含みます）。
※仕向地が特定できない間接輸出（直接自社で輸出を行っていないこと）のみのお引受は対象外です。
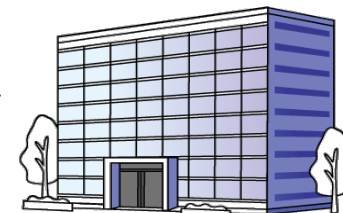
2. 保険金をお支払いする場合

被保険者が製造・販売した輸出品（対象生産物）の欠陥・瑕疵（かし）に起因する「身体障害」「物的損害」について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

3. お支払いする保険金の種類

種類	内容
①損害賠償金	輸出品に起因して生じた他人の「身体障害」や「物的損害」について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する保険金
②緊急措置費用	身体障害事故が発生した場合の応急手当の費用
③争訟費用	弁護士報酬等の訴訟・示談費用。損害賠償請求により保険金（損害賠償金）が支払われる可能性があれば、被保険者の法律上の損害賠償責任の有無に関わらず当社は防御対応します。結果として法律上の損害賠償責任がなかった場合（被保険者の勝訴等）であってもお支払いします。
④解決協力費用	被保険者が訴訟の防衛等で当社にご協力いただくために要した費用。１日につきＵＳ＄２５を限度とする収入喪失を含みます。
⑤上訴ボンド・差押解除ボンド	訴訟において要求されるボンド保証料

3. 海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）の概要②

4. 保険適用地域

「全世界（日本を除く）」を保険適用地域として設定します。
日本を除く全世界にて生じた身体障害・物的損害がお支払の対象となります。

5. 支払限度額を選択

身体障害と物的損害を共通の支払限度額（保険金をお支払いする限度額）で引き受けます。
１回の損害賠償請求（＝保険期間中）の支払限度額は、以下の１０パターンの中から選択いただきます。

円建て	1億円、2億円、3億円、4億円、5億円
ドル建て	US$100万、US$200万、US$300万、US$400万、US$500万

6. 追加被保険者を選択

記名被保険者（貴社）とは別に、追加被保険者を補償の対象とすることができます。
追加被保険者の補償は、記名被保険者（貴社）の対象生産物に関して損害を負担する場合に限られ、以下の①・②が対象となります。

①国内下請メーカー・国内輸出商社⇒１０社まで設定可能
②記名被保険者が承認したすべての海外販売業者⇒無記名にて包括補償（自動セット）

3. 海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）の概要③

7. 特約を選択

不良完成品・不良製造品（加工品）の損害については、割増保険料をいただき、
「不良完成品損害限定補償特約」「不良製造品・加工品損害限定補償特約」をセットすることで
お支払いの対象とすることができます。

◆不良完成品損害限定補償特約
⇒販売した生産物が部品、原材料等である場合に、
その生産物が組み込まれた完成品に対して与えた損害を補償
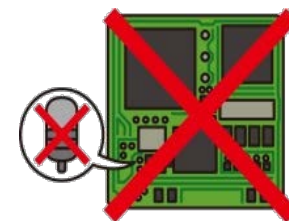
◆不良製造品・加工品損害限定補償特約
⇒販売した生産物が、製造機械等であった場合に、
その機械で製造された製品に与えた損害を補償
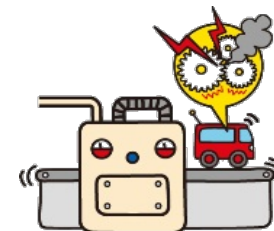
8. 遡及日の設定

遡及日以降に発生した事故に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた事故がお支払の対象となります（損害賠償請求ベース）。新規契約では保険始期日が遡及日となりますが、１０年前まで遡及日をさかのぼることが可能です。さかのぼる場合は、その年数に応じて割増保険料をいただきます。

メリット1
充実の事故対応サポート

海外ＰＬクレームに対応するため、英文保険約款を使用しています。
世界各地の海外ネットワークを活用し、ＰＬ訴訟の円滑な解決を目指します。

9ページへ

メリット2
割安な保険料水準

当社の海外ＰＬ保険（標準契約プラン以外）よりも最低保険料が低く設定されており、ご加入いただきやすくなっております。ご申告内容によっては保険料がさらに安くなる場合もあります。（最大40%の割引）

10ページへ

メリット3
カンタンお手続

お見積りまでは、カンタン２ステップ！
告知事項申告書のご提出、支払限度額等のご選択だけでお見積りをご案内できます。

11ページへ

メリット1　充実の事故対応サポート

万一、ＰＬクレームに巻き込まれた場合、当社は被保険者に代わって、
経験豊かなクレームエージェント、弁護士等を手配し、防御対応を行います。

●当社は米国をはじめ、世界各地において輸送機器、産業用機器・器具、化学薬品、消費者用製品等の幅広い製品に関するＰＬ訴訟の防御を行っています。

●多数のクレーム防御の経験を有し、世界各地の充実したネットワークを誇る当社の訴訟防御体制は、海外におけるＰＬ訴訟防御に着実に対応します。

●世界レベルで弁護士やクレームエージェントのネットワークを活用。特に北米については、クレームハンドリング専門会社「ＭＳＩ Claims（USA）Inc.」を有し、北米各地での損害賠償請求に対し統一的な防御対応を実施しています。

メリット2　割安な保険料水準

1. 当社の海外PL保険（標準契約プラン以外）よりも最低保険料が低く設定されており、ご加入いただきやすくなりました。

≪保険料例≫　※下記２の割引（最大40%）適用前。ただし最低保険料の適用有り。

対象生産物	仕向先売上高	引受条件	保険料　※
電子部品	アジア：5,000万円	支払限度額：1億円（免責なし） 不良完成品損害限定補償特約	150,000円
食料品（缶詰）	アメリカ：1億円 欧州：1億円	支払限度額：1億円（免責なし）	577,600円
子供用玩具	アジア：15億円	支払限度額：3億円（免責なし）	958,500円

2. ご申告の内容によっては保険料がさらに安くなる場合もあります（最大40%割引）。

≪告知事項申告書「５．リスク実態に関する告知」の告知内容≫

確認事項	※告知内容（該当1つにチェック）	
ISO9001、ISO14001、ISO22000のいずれかを認証取得している。 （一部事業所・部門における認証取得を含みます。）	□　いいえ	□　はい
保険の対象とされる生産物について、品質を管理する部署または品質管理責任者を置いている。	□　いいえ	□　はい
広告宣伝用文書・販売促進用文書・提案書（パンフレット・リーフレット等）・取扱説明書・製品説明書等について、PL問題を担当する部門または法務部門による審査を行っている。	□　いいえ	□　はい
保険の対象とされる生産物について、クレームに対応する対応方法が文書によって定められている。	□　いいえ	□　はい

メリット3　カンタンお手続

STEP1

告知事項申告書をご提出ください

●告知事項申告書をご提出ください。対象製品、仕向地別売上高、過去の事故歴（有無）等をご申告いただきます。
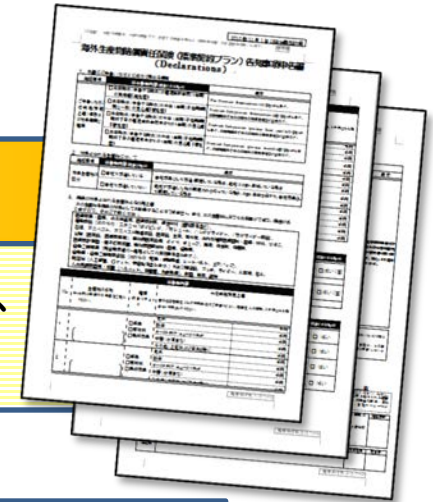
STEP2

補償条件をお選びください

●支払限度額、特約（不良完成品損害限定補償特約、不良製造品・加工品損害限定補償特約）、遡及日を選択ください。

これだけで

お見積り完成！

5. 保険金をお支払いしない主な場合

●戦争、内乱、暴動等に起因する損害賠償責任
●核物質からなる危険物に起因する損害賠償責任
●地震、噴火またはその結果生じる津波に起因する損害賠償責任
●罰金、違約金、懲罰的賠償金（※）、倍額賠償金等
※懲罰的賠償金：加害者に対しての制裁として賠償金の上乗せを認める制度です。米国などで採用されており、PLクレームでも懲罰的賠償金が課される可能性があります。懲罰的賠償金は加害者（企業）の安全性を省みない営業至上主義に対する制裁などの意味合いがあります。なお、懲罰的賠償金は日本では認められていません。
●保険の対象となる生産物に含まれるアスベストに起因する損害賠償責任
●対象生産物自体の損害
貴社の製造・販売した輸出品（対象生産物）自体に生じた損害
●欠陥またはその疑いのある対象生産物の回収・検査・修理・交換に要する費用およびこれらに起因する損害賠償責任
●不良完成品・不良製造品（加工品）の損害
不良完成品損害：対象生産物が組み込まれるなどした財物に発生した物的損害
（例）対象生産物＝「香料」、対象生産物が組み込まれるなどした財物＝「チョコレート」
不良製造品（加工品）損害：対象生産物によって製造された財物に発生した物的損害
（例）対象生産物＝「射出成形機」、対象生産物によって製造された財物＝「プラスチック容器」
★不良完成品・不良製造品（加工品）の損害については、割増保険料をいただき、「不良完成品損害限定補償特約」または「不良製造品・加工品損害限定補償特約」をセットすることでお支払の対象とすることができます。お支払の対象とした場合には、発生した不良完成品・不良製造品（加工品）の時価額を限度に保険金をお支払いします。なお、間接損害（使用不能損害等）は保険金のお支払の対象となりません。
●契約により加重された損害賠償責任
●保険契約始期日時点で損害賠償請求の提起、また損害賠償請求を提起されるおそれのある事故を知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）　等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

6. ご注意いただきたいこと(1)

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

1．お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

（1）商品の仕組み

Standard Provisions（普通保険約款）
＋ Products and Completed Operations Liability Insurance Coverage Part（生産物特別約款）
＋ Endorsement（特約）
＋ Declarations（告知事項記載欄）

（2）補償内容
①保険金をお支払いする場合
５ページ記載の「2．保険金をお支払いする場合」のとおりです。
②お支払いする保険金
５ページ記載の「3．お支払いする保険金の種類」のとおりです。
③保険金をお支払いしない主な場合
１２ページ記載の「5．保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。
（3）セットできる主な特約
セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

Additional Insured（追加被保険者特約（国内商社、下請メーカー））	国内の輸出商社、下請メーカーを被保険者とする場合にセットします。被保険者となるのは、記名被保険者のために、または記名被保険者に代わって行った製造・作業に限定されます。
Limited Coverage for Final Product Liability Endorsement（不良完成品損害限定補償特約）	保険の対象生産物が組み込まれるなどした財物に発生した物理的損壊に対して、そのものの価値（時価額）を限度に保険金を支払う旨を規定する特約。ただし、間接損害は免責となります。
Limited Coverage for Manufactured Product Liability Endorsement（不良製造品・加工品損害限定補償特約）	保険の対象生産物によって製造された財物に発生した物理的損壊に対して、そのものの価値（時価額）を限度に保険金を支払う旨を規定する特約。ただし、間接損害は免責となります。
Premium Computation Endorsement（保険料計算に関する特約）	保険期間中の売上高の見込数値に対する割合によって保険料を定めたうえで、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行うことを定める特約です。
Premium Computation (previous fiscal year)（保険料計算に関する特約（前会計年度末））	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間末日より前の直近の会計年度末時点から過去１年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
Premium Computation (previous month)（保険料計算に関する特約（直近月末））	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間末日より前の直近の月末時点から過去１年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
Flat Premium Endorsement（保険料確定特約）	「保険始期日（売上高申告日）に把握可能な直近会計年度（１年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。

（4）被保険者
記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが保険契約により補償を受けられる方となります。
ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。
（5）保険期間
保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。
保険契約者が実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。
（6）引受条件（支払限度額、免責金額の設定）
支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免責金額は、保険金としてお支払いする１事故ごとの損害から差し引く額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。
保険契約者が実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
（7）保険料
保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、支払限度額、対象生産物の売上高等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社まで問い合わせください。保険契約者が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
（8）保険料の払込方法
保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。なお、分割払は保険料が２０万円以上となる場合にのみ、選択することができます。
（9）満期返れい金・契約者配当金
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

（10）解約返れい金の有無
ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。【ご契約後にご注意いただきたいこと】「2．（2）解約と解約返れい金」（15ページ）をご参照ください。

2．ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。
保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

3．補償の開始時間

始期日の午前0時01分（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間になされた損害賠償請求に対しては保険金をお支払いしません。

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

1．損害賠償請求がなされた場合の手続

（1）損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等
損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合（事故が発生した場合を含みます。）には、直ちに取扱代理店または当社に次の事項をご連絡ください。

〇損害賠償請求を最初に知ったときの状況
〇申し立てられている行為　〇原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く **0120-258-189**（無料）へ

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

（3）示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください
この保険では、日本国にて損害賠償請求がなされた場合で、保険適用地域に日本国が含まれているときには、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生、または損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
また、日本国外で損害賠償請求がなされた場合で、損害賠償提起地が保険適用地域内にあるときには、当社は防御対応を行います。

（4）先取特権について
日本国保険法に基づき賠償請求権者が先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有する場合には、原則として損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2．ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

（1）ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）
ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
〇ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
〇ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
〇特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

6. ご注意いただきたいこと(3)

（2）解約と解約返れい金
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。
○ 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間１年・一時払のご契約を始期日から６か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

未経過期間
始期日 解約日 満期日
保険期間

○ ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。
○ 保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。
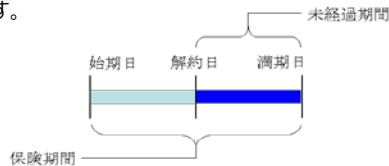
３．保険料の精算および保険料算出のための確認資料

保険料が売上高の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります（注）。保険料の精算の際に保険料を算出するために必要な資料（実績数値の記載がある保険契約者（または被保険者）作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」）を当社にご提出いただきます。
実績数値に基づき算出された確定保険料（最低保険料に達しないときは最低保険料）と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。
（注）ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

【その他ご注意いただきたいこと】

＜保険会社破綻時等の取扱＞
引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が２０人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は８０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は１００％補償されます。

＜共同保険について＞
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

＜その他＞
○支払限度額、免責金額が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。そのため、お支払いする保険金の額がお申込時における換算レートによって計算された保険金の額を下回る場合があります。
○ご契約に関する個人情報は、当社「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
○このパンフレットは「海外生産物賠償責任保険（標準契約プラン）」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

本店　〒101-8011　東京都千代田区神田駿河台3-9　三井住友海上　駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277（無料）　東京都千代田区神田駿河台3-11-1　三井住友海上駿河台新館
電話受付時間　平日9:00～20:00　土日・祝日9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます）
http://www.ms-ins.com

●ご相談・お申込先